第３　一般更生債権

１　確定した一般更生債権

件　数	金　　額	別表
17,565 （内訳） 過払債権 17,516 その他 49	123,245,868,761円 £170,837.16 および額未定 （内訳） ①元本等更生債権 過払債権 123,097,675,605円 および額未定 その他 147,200,681円 £170,837.16 ②開始後利息等 992,475円 および額未定	９および10

２　一般更生債権に関する権利の変更および弁済方法

⑴　元本等更生債権の権利の変更

【別表９一般更生債権弁済計画表（過払債権）】および【別表10一般更生債権弁済計画表（過払債権を除く一般債権）】記載の債権のうち、元本等更生債権については、その97％について更生計画認可決定時に免除を受ける。

⑵　開始後利息等の権利の変更

【別表９一般更生債権弁済計画表（過払債権）】および【別表10一般更生債権弁済計画表（過払債権を除く一般債権）】記載の債権のうち、開始後利息等については、更生計画認可決定時に全額の免除を受ける。

⑶　弁済方法

【別表９一般更生債権弁済計画表（過払債権）】および【別表10一般更生債権弁済計画表（過払債権を除く一般債権）】の債権のうち、同表「弁済額」欄記載の金額（元本等更生債権の３％に相当する金額）を、更生計画認可決定日から５か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。

⑷　転換社債の特則

転換社債の株式への転換権は、更生計画認可決定時に消滅する。

第４　弁済に関するその他の事項

１　弁済・納付の場所等

本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。

ただし、管財人は、更生債権者等が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済できる。振込手数料は、更生会社の負担とする。

弁済日が、銀行等の休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

２　更生債権等の放棄、取下げの扱い

更生債権等の一部の放棄または取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更および弁済方法の定めは残債権額を基準として適用する。

３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生担保権・更生債権の譲渡または移転がなされたときは、更生計画の権利の変更および弁済方法の定めは、譲渡または移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡または移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額で按分して免除額を負担する。

４　端数処理

更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数は、これを切り上げる。

５　外貨建債権の弁済

外貨建債権に対する弁済は、確定債権額を更生手続開始決定日において日本円に換算した金額（１英国ポンドあたり147.33円。１円未満の端数切上げ）について、本章、第３の定めを適用する。

６　利息および損害金

本更生計画の定めによる弁済には、利息および損害金を付さない。

第５章　未確定更生債権等の措置

第１　係属中の更生債権査定申立等

１　受継申立てがされた一般更生債権

管財人は、【別表11の１未確定更生債権一覧表（受継申立て）】記載の一般更生債権に関し、同表の「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、中断中の訴訟手続について受継の申立てがなされ、現在係属中である。

２　更生債権等査定申立てがされた一般更生債権

管財人は、【別表11の２未確定更生債権一覧表（査定申立て）】記載の一般更生債権に関し、同表の「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。

３　査定申立期間未経過の一般更生債権

管財人は、特別調査期間における債権調査の対象となった【別表11の３未確定更生債権一覧表（査定申立期間未経過）】記載の一般更生債権に関し、同表の「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生計画案提出時において、調査期間の末日から１か月を経過していないため、その債権が確定していない。

４　未確定一般更生債権の総額は、13億5737万2645円および額未定である。

第２　未確定更生債権の措置

【別表11の１未確定更生債権一覧表（受継申立て）】、【別表11の２未確定更生債権一覧表（査定申立て）】および【別表11の３未確定更生債権一覧表（査定申立期間未経過）】記載の債権者について、当該債権者の未確定一般更生債権が確定したときは、一般更生債権として確定した額につき、第４章、第３、２の定めを適用する。

この場合、確定日から１か月を経過する日の属する月の末日または更生計画認可決定日から５か月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに弁済を行う。

第６章　株主の権利変更等

第１　資本金の額の減少

１　認可決定時における資本金の額の減少

⑴　減少する資本金の額

35,185,960,297円（減少後の資本金の額　10,000,000円）

⑵　資本金の額の減少の効力発生時

更生計画認可決定時

２　募集株式発行日の資本金の減少

⑴　減少する資本金の額

10,000,000円

⑵　資本金の額の減少の効力発生日

本章、第３に定める更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日

３　その他

資本金の額の減少により生じた資本剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。

第２　株式の取得、消却

１　株式の取得

更生会社は、以下のとおり更生会社の株式を取得する。

⑴　更生会社が取得する株式の数

⑵記載の取得時における自己株式を除く発行済株式の全て

⑵　更生会社が株式を取得する日

本章、第３に定める更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日

⑶　取得の対価　無償

２　株式の消却

更生会社は、保有する自己株式全てを、以下のとおり消却する。

⑴　更生会社が消却する株式の数

114,107,446株

⑵　更生会社が株式を消却する日

本章、第３に定める更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日

第３　募集株式の発行

１　募集株式を引き受ける者の募集

更生会社は、以下のとおり新たに払い込みを受けて募集株式を引き受ける者を募集する。

⑴　募集株式の種類　普通株式

⑵　募集株式１株当たりの払込金額

50,000円

⑶　募集株式の数　6,000株